

2020年11月11日

バルミューダ株式会社

代表取締役社長 寺尾 玄

問合せ先： 管理部（050-3733-2595）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスはステークホルダーとの信頼の上に機能します。適切な情報開示によってステークホルダーとのフラットな関係を目指し対話を重ねていくこと、またコンプライアンスを重視することによって、ステークホルダーとの信頼が構築されると考えております。

こうした考えに基づいて会社の機関やシステムを構築・運用し、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築・深化に努めるのが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
寺尾 玄	6,000,000	92.31
Limotech Korea Co., Ltd.	250,000	3.85
株式会社ミツバ	125,000	1.92
株式会社ベニヤ	125,000	1.92

支配株主（親会社を除く）名	寺尾 玄
---------------	------

親会社名	—
------	---

親会社の上場取引所	—
-----------	---

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、少数株主の利益保護のため、けん制の働く役員構成とすることを経営方針として有しております。また、支配株主との取引においては、一般の取引基準と同様の基準及び意思決定手続きを経て決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	C	d	e	f	g	h	i	j	k
勝部 健太郎	他の会社の出身者								△			
田中 仁	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝部 健太郎		同氏の経営する株式会社ユニット・ワンからコンサルティングを受けておりましたが、2015年末に解消しております。	長年にわたるビジネス構築・マーケティング実務の経験と実績を生かし、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため社外取締役に招聘したものであります。
田中 仁	○		長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため社外取締役に招聘したものであります。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室とは定期的に打合せを行い、監査の内容の確認、意見交換等を行っており、会計監査人とは、監査計画についての説明を受けるとともに、三者間で半期ごとに意見交換を実施し、情報共有することで、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
中嶋 清昭	他の会社の出身者														
森 満彦	税理士										△				
永井 公成	弁護士														

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中嶋 清昭	○	—	証券会社にて 30 年以上にわたる勤務経験を有しており、また、直前の勤務先において監査役として上場準備会社の監査役を経験していることから、当社の職務執行に対する的確な監査を行うことが可能であると判断しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。
森 満彦	○	当社は、過去に、社外監査役の森満彦氏が所長を務める森満彦税理士事務所と税務顧問契約を締結しておりましたが、2016 年 12 月に解消しております。なお、取引金額は僅少でありました。	税理士の資格を有しており、企業会計・税務に関する高い見識に基づき、経営全般に関する客観的かつ中立公正な監査を行うことが可能であると判断しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。
永井 公成	○	—	弁護士の資格を有しており、企業法務に関する専門的な知識・経験等から、経営全般に関する客観的かつ中立公正な監査を行うことが可能であると判断しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な業績及び企業価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役,従業員,その他

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な業績及び企業価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。付与数については、これまでの当社への貢献度や役位・果たすべき職責等を総合的に勘案した上で決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別情報の開示はしていません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会において定められた範囲内で、取締役については取締役会で決定し、監査役については監査役会で決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理部が行っております。取締役会の資料を事前配布し、取締役会の議案について十分に検討できる時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として取締役会、監査役会、内部監査室及び会計監査人を設置しております。当社の各機関等の内容は下記の通りです。

1. 取締役会

取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令で定められた事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。取締役会は原則として月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて随時取締役会を開催しております。

2. 監査役会

監査役会は、監査役3名(すべて社外監査役)で構成され、そのうち1名は常勤監査役であります。監査役会は原則として月1回開催し、監査状況の確認及び協議を行っております。監査役は、取締役会への出席、取締役の意見聴取や資料の閲覧等を通じて業務監査、会計監査を実施しております。また、常勤監査役においては、取締役会以外の会議にも出席し、取締役の業務執行状況を充分

に監査できる体制となっております。また、内部監査担当者や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。

3. 内部監査

代表取締役直属の内部監査室を置き、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務活動の効率性などについて、当社各部門及び子会社に対し内部監査を実施し、代表取締役に結果を報告しております。また、被監査部門に対して業務改善に向け勧告を行い、業務の適正化を進めております。

4. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、独立役員としての要件を満たしている社外取締役1名、社外監査役3名を選任しており、中立的な立場からの見解等を踏まえた経営が行われる体制としております。

当事業に精通した取締役で構成された取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務を監査する体制が、経営上の健全性を確保する有効な体制であると判断し、監査役会設置会社を採用しています。また、日常的に業務を監視する代表取締役直属の内部監査室を設置しており、これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保でき、適切な経営を図る体制を構築しています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の方々が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、出来る限り多くの株主にご参加頂けるように、集中日を避けた開催日となるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイト上に開示することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後の株主構成等を考慮の上で、検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	詳細は未定ですが、アナリスト、機関投資家向けの説明会を実施する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	未定
IR資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイト上に開示することを検討しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部管掌取締役を責任者として、管理部にて活動を行う予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主をはじめとしたすべてのステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考え、事業活動を展開しております。経営の効率性と迅速性を高め継続的に収益を獲得し企業価値を向上していくことができる経営体制を構築するとともに、事業活動における透明性と客観性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針であります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社コーポレートサイト、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方

針として、内部統制システム構築に関する基本方針を定め、以下のような体制のもと運用しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人はコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - (2) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の意思決定と取締役の職務の監督を行う。
 - (3) 監査役は、法令が定める権限を行使して、取締役の職務の執行について監査を実施する。
 - (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や行政当局と連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - (5) 内部通報制度運用規程を定め、企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み（以下、「公益通報制度」という。）を整備する。
 - (6) 内部監査室は、社長直属の組織として、内部統制システムの整備状況及び運用状況を監査する。内部監査の結果は、社長に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
 - (2) 情報セキュリティ規程を定め、情報資産の保護及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程を定め、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、当該リスクを評価し、その対策に努める。
 - (2) 自然災害、企業不祥事等の不測の事態に備えるため、事業継続計画を定め、損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月 1 回定期開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - (2) 取締役会は、経営上の重要事項及び法定事項を決議し、また取締役の職務の執行状況を監督する。
 - (3) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
 - (4) 組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を定め、取締役の職務執行の体制を確立する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付け

る。

- (2) 子会社の事業に伴う様々なリスクを把握し、当該リスクを評価し、その対策に努める。
- (3) 自然災害、企業不祥事等の不測の事態に備えるため、損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- (4) 関係会社管理規程において、子会社に対する全般的な管理方針について定め、企業グループとして経営の健全性を高める。
- (5) 子会社の取締役及び使用人はコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項

監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。

7. 上記 6 条の監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

8. 監査役の上記 6 条の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役補助者に直接指示するものとし、監査役補助者はその指示に従って職務を遂行する。

9. 監査役に報告するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告し、監査役から求めがある場合は、これに応じ、速やかに職務執行の状況等を報告する。
- (2) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく当社の監査役に報告し、当社の監査役から求めがある場合は、これに応じ、速やかに職務執行の状況等を報告する。

10. 上記 9 条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、上記 9 条に従い当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人、並びに子会社の監査役に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人、並びに子会社の監査役に周知徹底する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて取締役及び使用人から職務の執行状況について確認する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席する。
- (3) 監査役は、監査法人と意見交換を行う。
- (4) 監査役は、独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
- (5) 監査役は、内部監査室と定期的に意見交換を行い、連携の強化を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制を整備し、反社会的勢力による不当な要求には民事・刑事両面の法的手段を講じて対応することで、当社における反社会的勢力による被害を防止するとともに、当社の社会的責任を果たします。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力排除(対策)規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

(2) 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する総括責任者として、管理部長を選任しております。

(3) 反社会的勢力排除の対応方法

イ. 新規取引先・株主・役職員について

新規取引先について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、管理部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

ロ. 既取引先等について

既存取引先等に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行っております。

ハ. 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。

(4) 外部の専門機関との連携状況

当社は、所轄警察署や暴力団追放運動推進都民センター等の外部専門機関との連携を構築して

おります。外部専門機関が実施する定期的な研修等を通じて有事の対応方法を習得し、また、外部専門機関に対して法律相談、通報、法的手続の依頼などを行う体制作りを行っております。

(5) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

(6) 研修活動の実施状況

当社は、「反社会的勢力排除(対策)対応マニュアル」に基づき、今後定期的に役員及び全従業員を対象とした研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を継続して参ります。

V. その他

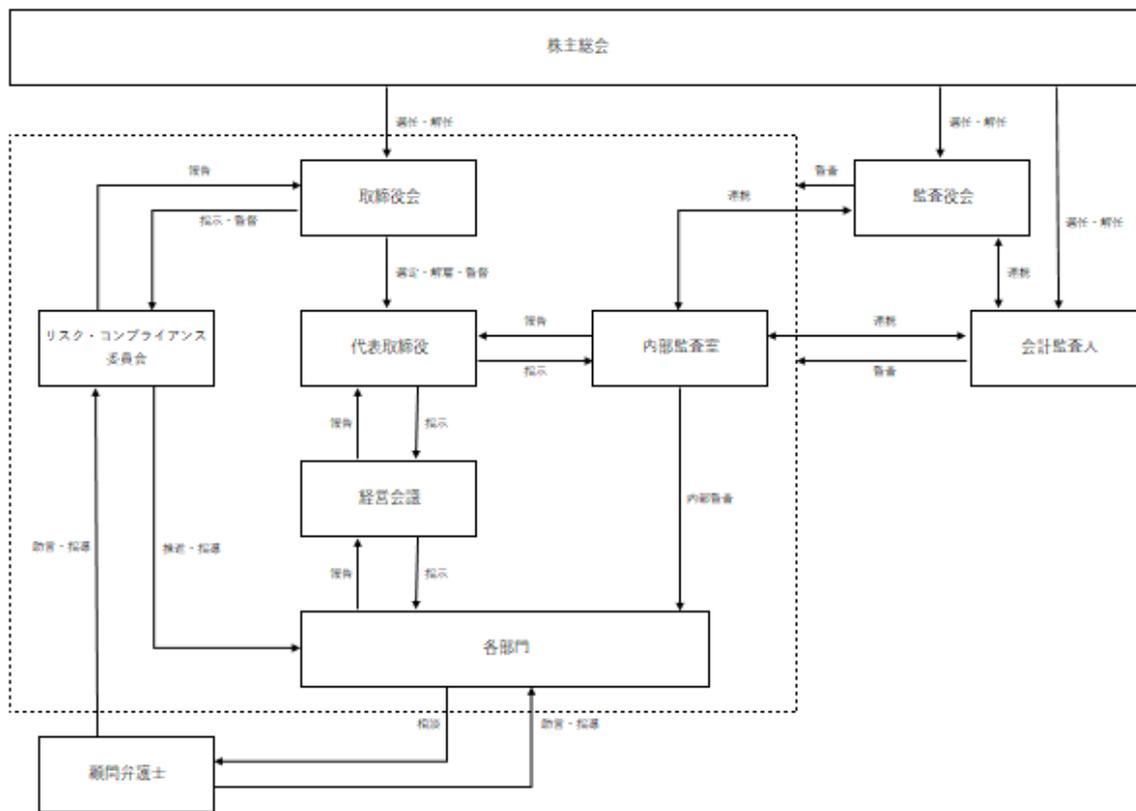
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

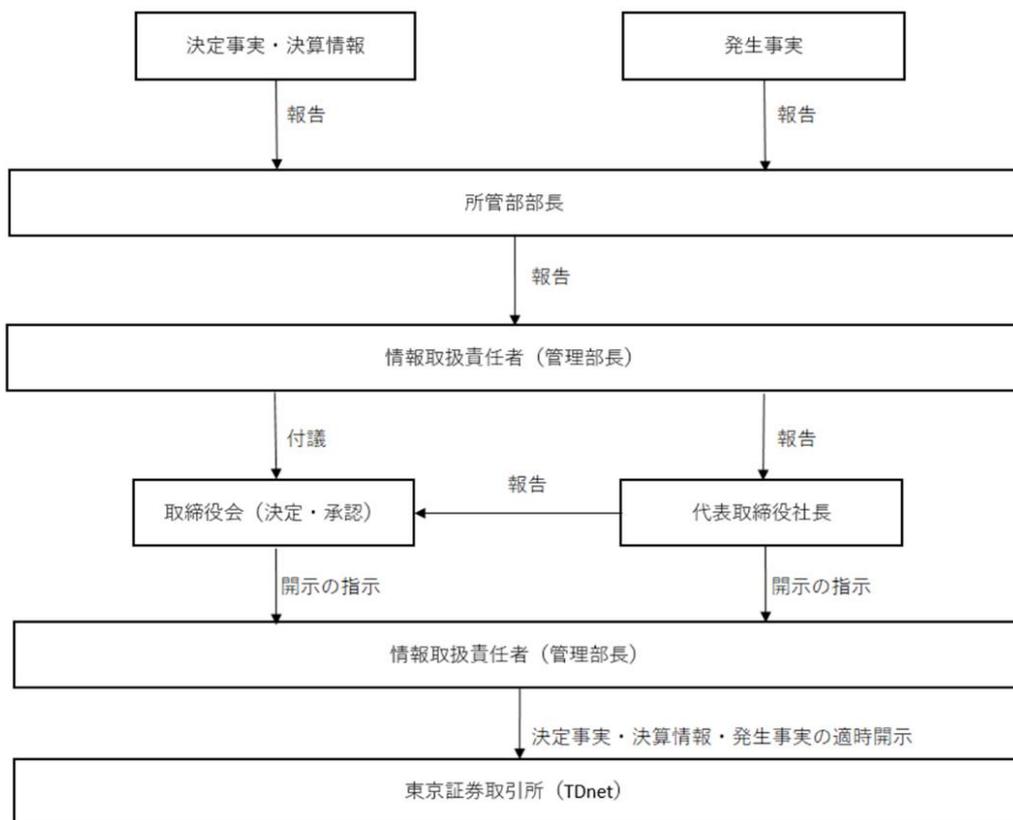
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上